



今月のテーマ 適格請求書等保存方式について

適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)についてはTaxNewsNo.016で簡単にご紹介しておりました。今回は本制度についての詳細を昨年6月に国税庁ホームページで公表された資料に基づきご紹介いたします。

1. 適格請求書等保存方式

適格請求書等保存方式とは消費税を計算する[仕入税額控除](#)の新たな方式で、令和5年10月1日から導入されます。

(1) 適格請求書

適格請求書とはTaxNewsNo.016でご紹介した区分記載請求書等の記載事項に発行者の登録番号、適用税率及び税率ごとに区分した消費税額等を追加した請求書となります(右図参照)。なお不特定多数の者に対して販売等を行う小売業やタクシー業などについては、適格請求書に代えて、右図の⑥に関する記載を省略した適格簡易請求書の発行が認められています。

(2) 登録申請

消費税を納める義務のある個人又は法人(以下、課税事業者といいます)が適格請求書を発行するためには税務署に[適格請求書発行事業者の登録申請書](#)を提出し審査を受ける必要があります。登録申請書は今年令和3年10月1日から提出することができ、本制度の開始日となる令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに提出する必要があります。

課税事業者以外の個人又は法人(以下、免税事業者といいます)が登録申請するためには、まず[消費税課税事業者選択届出書](#)を提出する必要があります。なお消費税課税事業者選択届出書を提出した免税事業者は、課税事業者となった課税期間を含めて2年間は免税事業者に戻ることができません。

適格請求書発行事業者をやめる場合には、[適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書](#)を税務署に提出します。

適格請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

国税庁資料より転載

2. 適格請求書発行事業者の義務

(1) 交付等の義務

適格請求書発行事業者には、課税事業者である取引の相手方の求めに応じて適格請求書を交付すること、交付した適格請求書の写しを保存することなど一定の義務が課せられます。

(2) 交付義務の免除

バスなどの公共交通機関による旅客の運送や自動販売機による課税資産の譲渡等で3万円未満の取引など、適格請求書を交付することが困難な一定の取引については交付義務が免除されます。

3. 仕入税額控除の要件

仕入税額控除の適用を受けるためには帳簿及び請求書等の保存が要件となります。帳簿には①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容、④対価の額の記載が必要です。請求書については①売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書、②買手が作成する一定の仕入明細書などが該当します。

なお上記2(2)に該当する取引のように適格請求書の交付を受けることが困難と認められる一定の取引については、帳簿のみ保存することで仕入税額控除が認められます。

4. 注意点

上記3のように、適格請求書等保存方式の施行後は適格請求書を発行しないと、買手が課税事業者の場合、仕入税額控除の適用が受けられないことになり、取引が円滑に行われなくなることが想定されます。したがって、多くの個人・法人がこの登録申請をする必要があると考えます。そして、その申請により、消費税の課税事業者になりますので、元々免税事業者であった場合は消費税の負担が増えることとなります。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までは、段階的に仕入税額相当額の80%(令和8年10月1日以降は50%)を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。